

議案第 15 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(19) アイ・リンクセンター 別表第 19

第 2 条第 4 項第 1 号中「別表第 19」を「別表第 20」に改め、同項第 2 号中「別表第 20」を「別表第 21」に改め、同項第 3 号中「別表第 21」を「別表第 22」に改める。

別表第 21 を別表第 22 とし、別表第 20 を別表第 21 とし、別表第 19 を別表第 20 とし、別表第 18 の次に別紙の 1 表を加える。

附 則

この条例は、市川市アイ・リンクセンターの設置及び管理に関する条例(平成 20 年条例第 号)の施行の日から施行する。

別表第 19 アイ・リンクセンター使用料

区 分	1 時間当たりの額
アイ・リンクルーム 1	4 0 0 円
アイ・リンクルーム 2	4 0 0 円
アイ・リンクルーム 3	4 0 0 円
アイ・リンクホール	1 , 0 0 0 円

理 由

アイ・リンクセンターを設置することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。